

## ○基準・報酬等に関する取扱いについて

### 1 通所介護及び短期入所生活介護における生活相談員について

上記事業所における生活相談員は、社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものと規定されており、本県では、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士の資格を有する者及び介護保険制度施行前に特別養護老人ホームの生活相談員や老人保健施設の支援相談員であった者のみを認めていたが、平成24年3月20日より、介護支援専門員及び社会福祉施設等で1年以上介護又は相談業務に従事した介護福祉士の資格を有する者を加えることとする。

#### (1) 対象事業所

指定（介護予防）通所介護事業所

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホーム併設で兼務の場合は対象外）

※ 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）は対象外。（特別養護老人ホームは従来どおり下記（2）①、②、③及び④アについてのみが生活相談員の資格要件となる。）

#### (2) 本県における上記対象事業所の生活相談員の資格要件

次の①から④のいずれかに該当すること

①社会福祉士

②社会福祉主事

③精神保健福祉士

④その他、これと同等の能力を有すると認められる次のいずれかに該当する者

ア 介護保険制度施行前に特別養護老人ホームの生活相談員や老人保健施設の支援相談員であった者

追加

イ 介護支援専門員

ウ 介護福祉士の資格取得後において、社会福祉施設等で1年以上介護又は相談業務に従事した者

※1 イについては、介護支援専門員証（又は介護支援専門員登録証）で確認する。

※2 ウについては、介護福祉士登録証及び経歴書等で確認する。

※3 新規指定申請の際には、上記の証明書（写）の提出を要するが、既存事業所においては、各事業所において、上記要件に該当する旨の証明書の写しを保管しておくこと。

※4 ウの「社会福祉施設等」とは、次の施設等とする。

- ・ 社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業を行う施設
- ・ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ・ 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・診療所
- ・ 指定居宅サービス事業所（福祉用具貸与及び指定福祉用具販売を除く）
- ・ 指定地域密着型サービス事業所
- ・ 地域包括支援センター、介護予防支援事業所、在宅介護支援センター

(3) 適用年月日 平成24年3月20日から適用する。

(社会福祉法第2条抜粋)

**第二条** この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

**2** 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 [生活保護法](#)（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 [児童福祉法](#)（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

三 [老人福祉法](#)（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

三の二 [障害者自立支援法](#)（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

四 [障害者自立支援法](#) 附則[第四十一条第一項](#)の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた[同項](#)に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業

五 [障害者自立支援法](#) 附則[第五十八条第一項](#)の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた[同項](#)に規定する知的障害者援護施設を経営する事業

六 [売春防止法](#)（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業